

動物介在教育・療法学 基礎講座

第2回 受益者に関する知識

3) 不登校・ひきこもりについて

家から出ること、他者と関わること、集団に身を置くことに継続的で強い不安や抵抗感がある、これらは「不登校」、「ひきこもり」といわれる状況にある人々の多くにみられる状態です。しかし、その背景や要因は様々です。

1. 不登校

(1) 「不登校」とは？

文科省は、「不登校」を次のように定義しています。

不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。

(2) 「不登校」児童生徒数の変化と理由

1998（平成10）年度以降、小学校では0.3%、中学校では2.5%を越える児童生徒が「不登校」の状態にあり、2004（平成26）年度は、小学生の276人に1人（0.36%）、中学生の37人に1人（2.69%）が「不登校」の状態にありました。小中学校ともに「不安など情緒的混乱」「無気力」がその理由となっています。

*生徒指導資料第1集（改訂版）生徒指導上の諸問題の推移とこれからの生徒指導—データに見る生徒指導の課題と展望—、(国立教育政策研究所)、2009（平成21）年3月

*文部科学省 平成26年度学校基本調査

*平成26年度版 子ども・若者白書、内閣府

(3) 「不登校」への対応

1992（平成4）年、国は、登校拒否（不登校）は誰にでもおこりうるものであり、このような児童生徒に対し「登校への促しは状況を悪化させてしまう場合もある」と述べました。しかし、2005（平成15）年以降、学校へのカウンセラー配置、教育支援センター（適応指導教室）の設置、教育支援センターやフリースクールなどにおける対応の「出席扱い」と通学定期乗車券制度利用、高校受験資格の拡大など、登校に向けたより積極的な取り組みに転換しました。

*「登校拒否（不登校）問題について（報告）」、文部科学省、1992（平成4）年

*「不登校問題に関する調査研究協力者会議」報告、2005（平成15）年3月

(4) 今後の展望

様々な取り組みにもかかわらず「不登校」児童生徒数に大きな変化がみられないなか、国は2014（平成26）年11月の「不登校」の子どもたちへの支援策を広く聞く「全国不登校フォーラム」の開催や、2015（平成27）年2月「不登校に関する調査研究協力者会議」を新たに設置するなどを行っています。

また、関連の取り組みとして、文部科学省が2002（平成14）年度から「児童生徒の豊かな人間性や社会性をはぐくむため、成長段階に応じて、自然の中での長期宿泊活動や社会奉仕活動など様々な体験活動を行うことが極めて有意義であり、また、命を大切にす心や他人を思いやる心、規範意識等の育成を図ること等は重要である」として「豊かな体験活動推進事業」を開始、2008（平成20）年度からは、文科省、農水省、総務省連携による「自然の中での長期宿泊体験事業（農山漁村におけるふるさと生活体験推進校）」を推進、2013（平成25）年度からはこれを「健全育成のための体験活動推進事業」として展開しています。

2. ひきこもり

(1) 「ひきこもり」の定義

厚労省は、2007（平成19）年度から3年にわたって行われた厚生労働科学研究「思春期のひきこもりをもたらず精神科疾患の実態把握と精神医学的治療・援助システムの構築に関する研究」の成果「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」）を受け、「ひきこもり」を次のように定義しています。

様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職員を含む就労、家庭外での交遊）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしていてもよい）を示す現象概念。

また、「原則として統合失調症の陽性あるいは陰性症状に基づくひきこもり状態とは一線を画した非精神症性の現象とするが、実際には確定診断がなされる前の統合失調症が含まれている可能性は低くない」としています。行政における「ひきこもり」という語の使用は、過去をさかのぼると厚労省が1991（平成3）年度に開始した「ひきこもり・不登校児童福祉対策モ

デル事業」にその表現を見つけることができます。

(2) 「ひきこもり」という状態と背景

ガイドラインによれば、「引きこもり」の状態とは、広義には「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」ような状態であり、狭義には「自室からほとんど出ない」「自室からは出るが、家からは出ない」「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」ような状態を指すとしています。

1990年代当初、「ひきこもり」は「不登校」と深い関連があるものととらえられていましたが、成人に達した後も発現すること、その背景も多様であることがわかってきました。このことから、ガイドラインは「ひきこもり」の背景と支援を検討するにあたって、〈第1軸：背景精神障害の診断〉〈第2軸：発達障害の診断〉〈第3軸：パーソナリティ傾向の評価（子供では不登校のタイプ分類）〉〈第4軸：ひきこもりの段階の評価〉〈第5軸：環境の評価〉〈第6軸：ひきこもり分類〉の多軸による評価を提唱しています。

(3) 「ひきこもり」という状態にある人々の数

20歳以上を対象に行った「こころの健康についての疫学調査に関する研究」（平成18年度 厚生労働科学研究）は、我が国の総世帯数の0.5%にあたる255,510世帯にひきこもり状態があると推計し、ひきこもりの平均開始年齢は22.3歳で、男性に多いと述べています。2010（平成22）年7月に内閣府が公表した「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」は、広義のひきこもり状態にある者69.6万人、狭義のひきこもり状態にある者23.6万人で、これら二つの推計値はほぼ一致するとしています。

ガイドラインは「児童精神科臨床の対象となった不登校の子どもたちの長期経過を追跡すると、およそ10%弱くらいの比率で、20代でひきこもり状態となっているという調査研究の結果もある」と述べています。

(4) 「ひきこもり」に対する対応

国は、2009（平成21）年度から都道府県政令市に社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等を配置する「ひきこもり地域支援センター」の設置を進めており、2014（平成26）年10月末現在、全国に56のセンターがあります。2011（平成23）年にはこの全国連絡組織として「ひきこもり地域支援センター全国連絡協議会」が設立されました。また、2013（平成25）年度から「地域に潜在するひきこもりを早期に発見し、適切な支援機関に早期につなぐことで自立を促進する」ことを目的に「ひきこもりサポーター養成研修事業」を都道府県に委託して開始、研修を修了したサポーターは①地域に潜在するひきこもりの発見、②訪問による支援、③専門機関への紹介、④理解啓発などを行っていくとしています。

2014（平成26）年8月に厚労省が示した「ひきこもり対策推進事業等」によれば、支援は「社会的要因、精神疾患・発達障害等、多様な背景が考えられることから、当事者ならびに家族に対し、住み慣れた地域において関連する分野が協力、多職種が連携した包括的な支援が重要である」としています。

3. 「不登校」「ひきこもり」と支援

当事者が納得して取り組むこと、それが「支援」の基本です。なお、本人への支援に加え、家族の成員に対する支援を欠かすことができません。状態をどう理解したら良いのか、いつまでこの状況は続くのか、日常どのように接したらいいのかについて見通しが持たず、家族が不安や強いストレス下にあることは少なくありません。

また、「不登校」や「ひきこもり」といった状態の背景に「発達障害」や「うつ」があり、その二次的な困難としてそのような現象にある場合があります。従って、多角的な理解と包括的な支援を行うために、様々な人々との連携や協力のとれる体制が重要です。

これらの状況にある人々が、自らの意欲によって学校に通う、社会に関わるようになる、そして他者とかかわる意欲につながる支援活動が各地域で行われています。その一つに「居場所づくり」があります。この活動は、家から出ることや他者と関わることに不安や抵抗感のある人が安心して過ごし、次への一歩を踏み出すための機会や場を提供しようとするもので、フリースペース等と呼ばれ、NPOや自主グループによって運営され、行政が支援を行っています。

おわりに

家から出ること、他者と関わること、集団に身を置くことに継続的で強い不安や抵抗感がある、これらの現象が日本社会に意識され「不登校」、「ひきこもり」という名称で取り上げられ社会的な課題とされるようになるのは、日本が高度経済成長し、国民の大多数が「中流」意識をもつ時代からです。このことは、「不登校」、「ひきこもり」という現象が、単一の要因や個人の特性に還元できるものではなく、私たちが暮らす日本という社会の現状にこのような現象を引き起こす要因がある可能性を強く示唆しています。

困難な状況にあり支援を求める個人、家族に対し適切で十分な支援を行うことの必要性については論を待ちませんが、同時に、私たち一人ひとりがこのような現象を引き起こしている私たちの社会を見つめ、今後どのような社会を作っていったら良いのかという観点と取り組みが必要なのではないかと思えます。

滝坂信一（前・帝京科学大学）